

## 本県独自の取り組みの論点整理について

### 1. 上流県として早急に実施すべきこと

今回の事態を受け、上流県として水質保全の責務を果たしていくために、早急に実施すべき施策はどのようなものか。

### 2. 国の検討状況を踏まえ県として独自に行うべきこと

6月14日開催の国による検討会では下記の5つの論点が示されている。

- (1)ヘキサメチレンテトラミンを含む水が大量に公共用水域に排出されたと推定される今般の事案を勘案した場合、当該物質の公共用水域への排出の防止のために、どのような措置を行うことが必要か。
- (2)ヘキサメチレンテトラミンを含む排水が公共用水域に排出された場合には、どのような措置を行うことが適当か。
- (3)さらに、事業場からの排水に係る対応を行うことが必要か。
- (4)ヘキサメチレンテトラミンを含む廃液を産業廃棄物として産業廃棄物処分業者に処理委託する際に、適正な処理を確保するために、排出事業者及び処分業者は、どのような措置を行うことが必要か。
- (5)ヘキサメチレンテトラミン以外の物質で、浄水場において塩素注入を行うことによりホルムアルデヒドが生成する物質（ホルムアルデヒド前駆物質）についても、対応を行っていくことが必要か。

国における今後の対応の状況（どのような措置が、どの程度の時間を要して行われるか）を踏まえ、県として独自に実施すべき施策はどのようなものか。

# 本事案に関するこれまでの県などにおける取り組み

## 1．各経済団体等への適正な取り扱いの周知

6月1日付けで、群馬県産業環境保全連絡協議会、群馬県商工会議所連合会等の5経済団体に対し、ヘキサメチレンテトラミンの適正な取り扱いについて、会員企業へ周知徹底を依頼。また、ヘキサメチレンテトラミンを受け入れる可能性のある産業廃棄物処分業者及び業界団体である群馬県環境資源保全協会に対して、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の適正な処理の徹底を依頼した。

## 2．水道事業体から国への要望

6月6日付けで利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会が厚生労働省と環境省に対し、浄水処理により生成するホルムアルデヒドの生成能についての環境基準化・排水基準化と、水道水の安全・安心を脅かす物質を排出する事業者への排出抑制等の指導・監視の枠組みの策定について、要望活動を行った。

## 3．関東地方知事会から国への要望

6月12日付けで関東地方知事会から環境省に対し、「浄水過程においてホルムアルデヒドを生成させる物質の規制について」の要望活動を行った。